



新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い 市立小中学校は8月31日(火)まで短縮授業とします

本市小・中学校は、児童生徒の新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、8月25日(水)～31日(火)の期間、午前中までの短縮授業とし、給食なしで下校します。当初は、8月25日(水)に始業式を行い、おむね27日(金)から給食をスタートする予定でしたが、以下の理由により短縮授業で対応します。

■短縮授業を行う理由

- ①奈良県内、生駒市内ともに感染拡大傾向が続き、8月19日には本市における直近1週間の人口10万人当たりの陽性者数が67.5人とステージIV（緊急事態宣言相当：人口10万人当たり25人）の水準を大きく上回っていること
- ②県内の入院病床使用率や入院率などがステージIV相当になっており、自宅療養者も増加していること
- ③デルタ変異株の増加によって、10歳代以下を含む若年層への感染が広がり、学校で感染した子どもが家庭に持ち込む「逆流現象」の危険性があること
- ④近隣の大阪府に対する緊急事態宣言が9月12日まで延長されたこと、兵庫県と京都府に対してもまん延防止等重点措置から緊急事態宣言に変更されたこと

■教職員の職域接種の実施

本市では、小中学校における感染拡大防止の観点から、7月に教職員に対する優先接種を実施し、8月には県が実施する教職員対象の集団接種について周知するなどの対応を進めてきました。

しかしながら、接種を希望しているものの未だワクチンを接種できていない教職員が一部存在することから、そのような教職員を対象にした職域接種を9月4日(土)に実施し、9月からの学校の本格的な再開に備えます。

■8月25日(水)～31日(火)の児童の受け入れ（特別な配慮が必要な児童、学童保育の対応）

○通常時には学童保育に通所していないが特別な配慮が必要な児童・家庭

下記の基準に該当する家庭は、特別措置として、小学校に限って児童の受け入れ、教職員が対応します。この特別措置の対象者については、一定の基準を設け、必要な場合に限定します。

【特別措置についての基本的な基準（すべてを満たす場合）】

- ・保護者が医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な場合やひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な家庭、もしくは、突発的な介護や育児、疾病・ケガ等の特別な事情により児童の保育ができないご家庭
- ・受け入れを希望する児童が小学3年生以下であること

○通常時に学童保育に通所している児童・家庭

通常時の下校時刻までは学校で受け入れ、その後通常どおり学童保育を実施します。感染拡大のリスクを低減させるため、できる限り家庭での保育にご協力をお願いします（家庭保育をいただいた場合は保育料を日割りで還付しています）。

■その他

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、学校に登校することに不安があるご家庭については出席停止扱いとし、オンラインでの自宅学習を選択可能にします。教室と自宅をオンラインでつないで、授業や学級活動に参加できるよう教育環境の整備を進めます。

この件に関する報道関係からのお問い合わせ
生駒市教育指導課（課長 前田） ☎0743-74-1111(内線 631)